

カメラア居宅介護支援事業所 重要事項説明書

事業所名 カメラア居宅介護支援事業所
所在地 徳島県徳島市昭和町8丁目48番地30
電話番号 088-622-2611
FAX番号 088-622-2612
開設年月日 平成30年7月1日

事業の概要

介護保険指定番号

居宅介護支援事業所 徳島市指定第 3670104276 号

事業所の目的

カメラア居宅介護支援事業所は、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成・提供することで、各利用者に応じた心身機能の向上がはかれるようにするとともに、少しでも家族の方々の疲労・心労を和らげることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、様々な居宅サービスを紹介し、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

事業の目的

居宅介護支援事業は、介護保険の説明から申請の代行、要支援状態及び要介護状態と認定されたご利用者に対し、介護保険法の趣旨に従い、居宅介護サービス計画を立て、それに基づいた、他の居宅サービスの紹介・連携・確認等、利用者の心身の機能の維持回復と在宅ケアの支援を図ることを目的とする。

運営方針

事業所の目的に沿って、老人福祉処遇の質の確保と向上に努め、在宅（家庭）をベースにした介護を行う。

介護・福祉の機能を十分に備えた事業所の位置付けにおける処遇を行い、過剰・過小医療若しくは介護を避け、生活援助の場としてバランスのとれたサービスに努める。

事業所利用対象者

原則として満65才以上の方（それ以外でも、満40才以上の方で特定疾患等、別に厚生労働省が定める基準に該当される方は対象になります。）及び介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」・「要介護」と認定された方が対象となります。

「自立」と認定された方は、介護保険サービスを利用することができません。既にサービ

スを受けられ、「要支援」・「要介護」と認定されている方が、変更申請・更新申請等で「自立」と判定された場合でも、介護保険サービスの提供を受けることができなくなります。

職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供させていただく為の職員として、以下の職種の職員を配置しております。

職員配置は、通常、下記の人員配置表に記載してある員数以上の配置とします。

「主な職員の配置状況」職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員配置
管理者	常勤 1 名
介護支援専門員	常勤 1 名以上

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

配置職員の職種

介護支援専門員………ご利用者への居宅介護支援サービスの提供、相談・助言を行う。

営業日及び営業時間

当事業所における、居宅介護支援の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- （1）毎週月曜日から金曜日までを営業日とする。（日曜・祝日は休業とします。）
（但し、営業日外でも営業することがある）
- （2）営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを営業時間とする。
（尚、緊急時等の為に、24 時間連絡の取れる体制を確保します。）
- （3）別に当事業所が指定する日を休日とすることがあります。

当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対し以下のサービスを提供します。

- （1）介護保険の給付の対象となるサービス
無料です。（利用料金は掛かりません。）
詳しくは、サービス担当者にお尋ね下さい。

<サービスの種類>

- ① 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成
 - ・利用者が必要で適切な居宅介護サービスを受けられるよう、心身や家族の状況に応じて継続的かつ計画的にサービス利用が行われるよう支援します。
 - ・懇切丁寧を旨とします。

- ・利用者やご家族に対し理解しやすいように説明致します。
- ② 介護保険申請等の代行手続き
 - ・①の居宅介護サービス計画作成に先立って、申請代行を行うのはもちろんのこと、その他の申請代行等においても出来る限り支援させていただきます。
- ③ 各種相談業務
 - ・②の介護保険対象外サービスも紹介・案内できるよう努めると共に、日常生活全般を支援する観点から、幅広く情報を提供できるよう努めます。
 - ・希望があれば、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者の紹介や案内も行います。
 - ・介護保険対象外の保健医療・福祉サービスや地域住民の自発的活動によるサービスも含めて助言や案内が出来るよう努めます。
 - ・明るく家庭的な雰囲気のもとで過ごしていただけるように、常に利用者の立場に立って支援させていただきます。
- ④ その他の支援
 - ・利用者の状態に添った、最大限の介護・介助、援助に努めます。
 - ・生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助もいたします。

<介護予防利用者への支援>

地域包括支援センターから委託を受けた場合、地域包括支援センターと連携をはかり、必要なサービス等の情報提供を行いながら、介護予防利用者（要支援1，2）のケアプラン作成を行います。

<利用料金>

基本料金

*居宅介護支援利用料

無料

（介護保険制度では、自己負担分は無し。詳細は別添資料を参照して下さい。）

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担になります。

<サービスの概要と利用料金>

・写物の交付

ご利用者又はご家族の方が、サービス提供についての記録、その他の複写物を必要とする場合には交付させていただきます。但し、複写物1枚につき10円の実費をご負担頂きます。（カラー複写は40円）

☆社会情勢・保険制度の改定等において、取り決め等に変更が生じた場合は、事前にご連絡いたします。

サービス提供中の医療・治療等について

当事業所では対応できない医療・治療等の場合は、ご利用者の希望により、かかりつけ

医、若しくは下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。
(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。
また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。下記医療機関以外の医療機関を利用されてもかまいません。)

さらに、緊急時は上記の事由にかかわらず、最善の措置をとらせていただきます。

協力医療機関

名 称 伊月病院
住 所 徳島県徳島市徳島町2丁目54番地
電話番号 (088) 622-1117

契約の開始について

この契約の契約期間は、契約日より要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。契約満了日までに、利用者から事業所に対して、文書による申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

契約の終了について

(1) 当事業所からの申し出

当事業所との契約においては、終了の期日は定めておりませんが、下記のような事由が発生した場合は、契約の終了となります。

- ① 業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ② 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ③ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ④ ご利用者から終了の申し出があった場合。(詳細は別途記載。)
- ⑤ 事業者から終了の申し出を行った場合。(詳細は別途記載。)

(2) ご利用者からの終了の申し出(中途解約・契約解除)

《契約書第17条、第18条参照》

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当事業所に終了を申し出ることができます。その場合には、終了を希望する日の7日前までに相談員にお申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、サービスを中止・終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所・居宅介護支援サービスの運営規程の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入院・入所された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦サービス従事者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの申し出により終了していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当サービスを中止・終了していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③利用者の行動が、サービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ④ご利用者が、病院又は診療所に入院した場合。
- ⑤ご利用者が、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設、及び他の介護保険施設等に入所した場合。
- ⑥ご利用者の方が、正当な理由なしに、当事業所の規則・規律等をお守りいただけない場合において、当事業所からの再三の申し出、注意にもかかわらず、そのような状態を維持・継続された場合。
- ⑦天災・災害・その他やむを得ない理由により、当事業所を営業させることができない場合。

事業所変更におけるの援助

ご利用者が当サービスを中止・終了される場合には、事業者は、ご利用者の希望により、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な変更のために必要な以下の援助を速やかに行います。

また、契約書第19条の事業者からの解除による変更の場合にも、相応の努力をいたします。

- ①当法人内の事業を紹介
- ②病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、かかりつけの医師又は看護職員、

担当介護支援専門員、協力病院等と連携し、利用者の方への聴取、確認をいたします。

- ② ご利用者にご提供したサービスについて、記録を作成し、サービス終了後5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

但し、複写費用については、重要事項説明書記載の金額を頂きます。

- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た情報等を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。（守秘義務）

但し、以下の各号についての情報提供においては、当事業所は、利用者及び扶養者から予め同意を得たうえで、十分に配慮しながら行うこととします。

・介護保険サービスの利用のため、市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への療養情報の提供。

・サービス担当者会議等における利用者情報の提供。

・介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

なお、この場合、基本的に利用者個人を特定できないように仮名等を使用することとします。

・これらは、利用終了後も同様の取り扱いといたします。

- ⑤ ご利用者様やご家族様は、事業所に対してケアプランに位置づけられた居宅サービス事業所以外に、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

個人情報利用

利用期間はサービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

なお、ご利用者様及びご家族様の個人情報の利用目的は以下のとおりとします。

- (1) 計画居宅サービス計画書等を作成するため
- (2) サービス事業者間での連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会（依頼）のため
- (3) 医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 事業所内のカンファレンス（症例検討）のため
- (6) 介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 在宅において行われる学校等の実習への協力
- (10) 上記各号に関わらず、別で同意を得た事項

ケアマネジメントの公正中立性の確保

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は別紙のとおりとします。
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供された割合は別紙のとおりとします。

医療と介護の連携強化

- ① 入院時における医療機関との連携を推進する観点から、ご利用者様の入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供します。
- ② ご利用者様が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等にケアプランを交付します。
- ③ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスをご利用されていた方が介護保険サービスを利用するようになった場合、当事業所のケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。

事業所利用の留意事項

当事業所をご利用にあたって、ご利用者の居宅介護支援としての位置づけ・安全性・快適性などを確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) ご利用者の上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに事業所に届け出てください。
- (2) 出来る限り、整理・整頓、環境衛生の保持などご協力をお願いいたします。
- (3) その他、運営規定 第12条に規定されている事項。

サービス利用上の注意

- (1) 故意に、従業員もしくは携行品等に危害・損害を与えることは禁止いたします。
- (2) ご利用者に対するサービスの提供や管理上・衛生上・安全性等の観点から、職員が居室以外の場所に立ち入る場合がございます。その場合、事前確認及びプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

苦情相談窓口

◇カメラア居宅介護支援事業所 受付・相談窓口 担当 糸谷 和代

徳島県徳島市昭和町8丁目48番地30

TEL 088-622-2611 FAX 088-622-2612

受付時間 午前8時30分～午後5時30分（日曜・祝日を除く）

◇徳島市役所 高齢介護課 相談窓口

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5585

受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜・祝日を除く）

◇国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談受付窓口

徳島県徳島市川内町平石若松78-1

TEL 088-665-7205

受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜・祝日を除く）

損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。また、ご利用者の故意による過失と認められる場合は、その損害を請求させていただく場合がございます。

裁 判

双方の意見等が決定せず、互いに納得し得ない状態に陥り、公正な判断に委ねる場合 となったときは、管轄裁判所として、「徳島地方裁判所 徳島支部」を規定します。

付 則

この重要事項説明書は、平成30年7月1日より施行する。

令和3年10月1日改訂

令和6年4月1日改訂